

別記様式（第17条関係）

市長等の措置に係る通知書

(子ども青少年部)

2023年3月28日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>施設の管理 (青少年課) 条例どおりの貸し館が行われていない。</p> <p>条例で使用料を定めている青少年会館の第3談話室を指定管理者の事務室として目的外使用許可しているため、利用者が使用できない状況となっている。</p>	<p>2023年10月に当該団体の事務室が移転した後、原状復帰を確認のうえ、2024年3月11日から談話室として貸館を開始した。</p>	<p>2024年 3月11日</p>